

貯蓄預金スイングサービス規定

1. スイングサービス

(1) 当行は、スイングサービスとして、表面記載の申込内容にしたがい、次の取扱いを行います。

① 順スイングサービス

あらかじめ指定された普通預金口座または総合口座普通預金（以下「普通預金口座」といいます。）から第2条の方法により所定の金額を引落とし、あらかじめ指定された貯蓄預金口座（以下「貯蓄預金口座」といいます。）にその金額を入金します。

② 逆スイングサービス

貯蓄預金口座から第3条の方法にしたがい、所定の金額を引落とし、普通預金口座にその金額を入金します。

(2) スイングサービスは同一名義口座間に限り取扱います。

2. 順スイングサービス

第1条第1項1号の取扱いは、次の方法によるものとします。

(1) 定額振替

振替指定日（振替日が休日の場合は翌営業日とします。）に普通預金口座から引落とし、振替金額（1万円以上千円単位で指定を受けた金額）を貯蓄預金口座に入金します。ただし、前日における普通預金口座の最終残高が振替金額に満たないときは本取扱いはいたしません。また、この最終残高がこの契約によって引落とすべきものと、この契約以外の契約によって引落とすべきものとの総額に満たないときは、そのうちどれを引落とすかは当行の任意とします。

(2) 残高確保型振替（不定額）

振替指定日（振替日が休日の場合は翌営業日とします。）の前日における普通預金口座の最終残高が、あらかじめ指定を受けた残高（普通預金口座に最低限残しておきたい1万円単位で指定を受けた金額）（以下「振替基準残高」といいます。）を超える場合はその超過金額（最低1万円とし、1円単位とします。）を貯蓄預金口座へ入金します。なお、普通預金口座の残高が振替基準残高以下の場合、振替金額が1万円に満たない場合、および振替後の貯蓄預金口座の残高が当該貯蓄預金口座の利息計算の基準となる預金残高に満たない場合は、通知することなくその月の振替は行いません。

3. 逆スイングサービス

第1条第1項2号の取扱いは、次の方法によるものとします。

(1) 定額振替

振替指定日（振替日が休日の場合は翌営業日とします。）に貯蓄預金口座から引落とし、振替金額（1万円以上千円単位で指定を受けた金額）を普通預金口座に入金します。ただし、前日における貯蓄預金口座の最終残高が振替金額に満たないときは本取扱いはいたしません。

(2) 残高確保型振替（不定額）

振替指定日（振替日が休日の場合は翌営業日とします。）の前日における普通預金口座の最終残高が振替基準残高未満の場合は、振替基準残高との差額を貯蓄預金口座から1円単位で普通預金口座へ入金します。

なお、普通預金口座の残高が振替基準残高以上の場合、貯蓄預金口座の残高が当該振替金額に満たない場合、および振替後の貯蓄預金口座の残高が当該貯蓄預金口座の利息計算の基準となる預金残高に満たない場合は、通知することなくその月の振替は行いません。

4. 預金通帳および払戻請求書提出の省略

本サービスによる普通預金口座および貯蓄預金口座からの払戻しは、普通預金規定、総合口座取引規定および貯蓄預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取扱います。

5. 預金口座残高の確定

本サービスを行う場合の普通預金口座および貯蓄預金口座の残高の確定については、当行所定の方法で行います。

6. 変更・解約

本サービスに関する内容変更または解約をする場合はあらかじめ書面により当店へ届出てください。

7. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定および貯蓄預金規定により取扱います。

8. 規定の変更

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上